

“民事信託”なら、こんなお悩み解決できるかもしれません

私たち夫婦には子どもはいませんが、妻に財産を遺した後は、**先祖代々の土地を自分の兄弟に**相続してもらいたい  
⇒解決策①

自分が亡くなった後、子どもに財産を相続させたいけれど、**子どもの配偶者の家系**には財産を渡したくない  
⇒解決策①

**アパート経営**をしているけれど、将来**修繕**する時や売却するときまで自分は元気だろうか。**認知症**になっていたらどうしよう?? ⇒解決策②

もしも**オレオレ詐欺**にあったらどうしよう? 将来が心配だし、**家族にお金の管理を任せたい**。何もなくていいのだろうか? ⇒解決策③

民事信託という解決策もあります! 民事信託は遺言や生前贈与、後見制度とならぶ資産承継の新しい手法です。詳しくは裏面をご覧ください。

